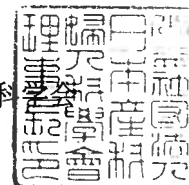


令和2年1月21日

厚生労働省

医務技監 鈴木康裕 殿

公益社団法人 日本産科婦人科
理事長 木村 正



HPV ワクチンに関する要望書

本邦におきましては、昨今、若年者における子宮頸がん症例の増加が指摘されております。また、子宮頸がんを効果的に予防できる HPV ワクチンの積極的勧奨は一時差し控えが継続されており、事実上、HPV ワクチン接種は停止しております。一方、国内外から HPV ワクチンの安全性および有効性に関するデータが集積されて参りました。そこで、日本産科婦人科学会は以下の要望を致します。

記

1. HPV ワクチンの積極的勧奨の速やかな再開
2. HPV ワクチンの接種促進（再普及）
3. 積極的勧奨一時差し控えによる情報不足のために HPV ワクチンを接種しないまま定期接種対象年齢を越えた女子に対する、定期接種に準じた接種機会の確保
4. 9 価ワクチンの早期承認、定期接種化
5. 男子への定期接種
6. 積極的勧奨一時差し控えによる情報不足のために HPV ワクチンを接種しないまま定期接種対象年齢を越えた女子に対する、子宮頸がん検診受診勧奨強化
7. メディアや国民に対する、子宮頸がんや HPV ワクチンおよび子宮期頸がん検診に関する適切な情報提供（がん教育を含む）

国民が不安に思う HPV ワクチン接種後の「多様な症状」は、必ずしも HPV ワクチン接種との因果関係は認められておりません。また、HPV ワクチン接種の有無に関わらず、「多様な症状」に対する診療体制が構築され、安心して接種できる環境が整っております。

厚生労働省による積極的勧奨一時差し控えにより、定期接種ワクチンにもかかわらず、ワクチン接種を見送る女性が次々に出現しており、接種の有無による将来の子宮頸がんに関する健康格差が懸念されます。積極的勧奨の再開は一刻の猶予も許さない状況にあり、また接種対象時に接種できなかった女性に対する定期接種に準じた接種機会の確保も必要と考えます。女性活躍社会の実現や少子化対策にもつながる重要な課題であり、ご検討の程、何卒よろしくお願い申し上げます。

以上



公益社団法人 日本産科婦人科学会

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目6番18号 東京建物京橋ビル4階
TEL : 03-5524-6900 FAX : 03-5524-6911 E-mail : nissanfu@jsog.or.jp